

## ③よくある質問

### 【試験地に関すること】

#### 問1

Q 私は看護師として北海道内にある派遣会社に登録し、青森県の病院に派遣され、勤務しています。試験地はどちらになりますか？

A 青森県となります。  
申込時の勤務先（勤務していない場合は自宅住所）の所在する都道府県が試験地となります。

#### 問2

Q 試験申込時には帯広市に居たのですが、転勤で札幌市に引っ越してきました。試験地を札幌会場に変更してもらえますか？

A 変更はできません。帯広が試験地となります。  
試験地は、申込時の勤務先（勤務していない場合は自宅住所）所在地に基づいて決定します。申込後に勤務先や自宅住所に変更があった場合でも試験地の変更はできません。

### 【受験要件に関すること】

#### 問3

Q 私は4月1日から病院に勤務していますが、看護師免許は5月12日からの登録となっています。実務経験に算入できる従事期間はいつからになりますか？

A 看護師免許の登録日である5月12日から算入できます。  
受験要件第1号（法定資格保有者）の場合は、その資格に基づく業務に従事した期間が従事期間となりますので、免許登録前は算入できません。

#### 問4

Q 栄養士の資格を有しています。民間企業の社員食堂で献立作成や調理をしています。受験要件として該当しますか？

A 該当しません。  
受験要件として、資格に基づく業務と併せて、要援護者に対する直接的な対人援助が前提となっています。その為、栄養士の業務としては、要援護者に栄養の指導・相談をする者が受験要件として該当します。

#### 問5

Q 薬剤師の資格を有していて、製薬会社で5年間、医薬品の研究業務をおこなっています。受験要件に該当しますか？

A 該当しません。  
国家資格を有していても、教育業務・研究業務・事務・営業販売などの要援護者に対する直接的な対人援助でない場合は受験要件に該当しません。

## 問6

Q 社会福祉士の資格があり、老人施設で身体介護業務に従事しています。受験要件に該当しますか？

A 該当しません。  
社会福祉士とは「社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連絡及び調整その他の援助を行うことを業とする者をいう。（社会福祉士及び介護福祉士法の第二条より）」とあるように、身体介護業務は社会福祉士の資格に基づく業務ではないため、該当しません。

## 問7

Q 社会福祉士の資格があり、行政の福祉関係部署で事務職員をしています。受験要件に該当しますか？

A 事務職員は該当しません。  
例えば、地域包括支援センターに社会福祉士として配置されていれば、職員の配置基準として社会福祉士が明記されているので該当します。  
事務職員で、相談援助業務を兼務している場合は、実務経験証明書だけでは相談援助業務の内容を確認できない場合もあるので、資格に基づく業務を、客観的に確認できる書類（相談記録・職員配置図・事業概要・事務分掌等）の追加提出を求める場合があります。

## 問8

Q 保健師の資格があり、市役所の介護保険課で、介護保険の認定調査員の業務をしています。実務経験として算入できますか？

A 認定調査業務は、要援護者に対する直接対人援助業務ではないため実務経験として認められません。また、保健師の資格に基づく業務にも該当しません。

## 問9

Q 法定資格（社会福祉士または介護福祉士）を有して、サービス付き高齢者向け住宅で勤務しています。受験要件に該当しますか？

A	<b>社会福祉士</b> （相談業務）	<ul style="list-style-type: none"> <li>「特定施設入居者生活介護」の指定を受けているサービス付き高齢者向け住宅で「生活相談員」として相談業務をしている場合は該当します。</li> <li>※特定の指定を受けていない場合、実務経験証明書以外で追加書類（客観的に資格に基づく業務を確認できる書類）の提出を求める場合があります。</li> </ul>
	<b>介護福祉士</b> （介護業務）	<ul style="list-style-type: none"> <li>「特定施設入居者生活介護」の指定を受けているサービス付き高齢者向け住宅で介護業務を行っている場合は該当します。</li> <li>サービス付き高齢者向け住宅に併設する介護サービス事業所（訪問介護事業所等）の職員を兼務して、介護サービスを提供している場合は、実際に介護サービスを提供している事業所で介護業務に従事していた従事期間・日数が該当になります。</li> </ul>

## 【実務の期間・日数に関すること】

## 問10

Q 試験日の3日前に、従事期間5年(= 1,825日)、従事日数900日の実務経験が満たされる予定です。受験することは可能ですか？

A 受験することは可能です。試験日の前日(令和8年10月10日)までの従事期間を算定できます。この場合、(様式3-2)実務経験証明書【見込】を提出し、受験要件を満たした時点で、改めて確定した内容の(様式3-1)実務経験証明書を提出してください。(P 39 記載例②参照)

確定書類の提出期限 令和8年10月21日(水)(消印有効)

## 問 11

**Q** 業務従事日数は、1日8時間勤務でないと1日として計算されないのですか？

**A** 8時間に満たない場合でも1日として計算されます。  
例えば、1日2時間の非常勤（登録）訪問介護員など、勤務時間が短い場合も1日として計算されます。また夜勤の勤務時間が17時～翌朝10時（仮定）の場合は、1日の従事日数として計算されます。

## 問 12

**Q** 同時期に2つの事業所にパート等で勤務した場合は、実務経験の計算はどうなりますか？

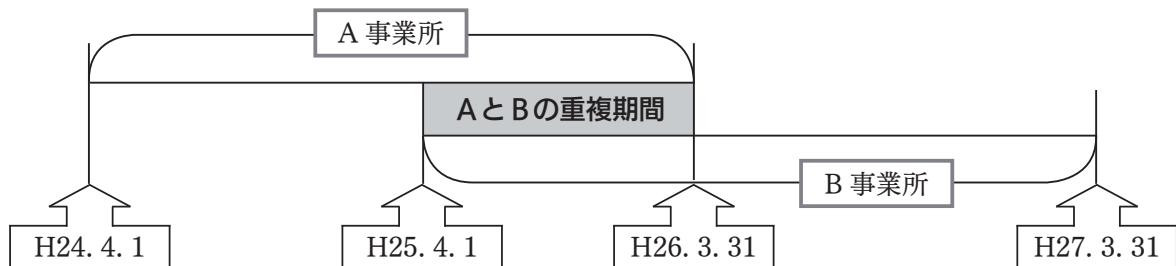
**A** 【例】 A事業所 H24. 4. 1～H26. 3. 31 B事業所 H25. 4. 1～H27. 3. 31 の場合

**業務期間の考え方**

それぞれの事業所で2年間の勤務ですが、H25.4.1～H26.3.31の1年間は重複しているため、3年間の実務期間として算定されます。

重複期間は、A及びB事業所それぞれに、「(様式4) 従事日数内訳（見込）証明書」(P 41)の作成を依頼し、提出してください。

☞ A事業所 + B事業所あわせて3年間



**従事日数の考え方**

日数の計算では、同じ日の午前と午後で別の事業所で働いた場合でも、1日の実務日数として算定されます。

	日	月	火	水	木	金	土	合計出勤日数
A事業所	—	午前	午前	全日	—	午前	午前	5日
B事業所	—	—	午後	—	午後	午後	—	3日
算定できる出勤日数	—	1	1	1	1	1	1	6日

半日でも出勤すれば算定は1日

2ヶ所に出勤しても算定は1日

**【提出書類に関すること】**

## 問 13

**Q** 看護師の免許証を紛失し、現在再発行申請中のため、受験申込みまでに間に合いません。どうしたらよいですか？

**A** 再発行の手続きを行ったことが分かる証明書を添付してください。  
例えば、再発行申請書の写しや、発行元が再発行申請書を受け取ったことを証する受理証の写し等です。  
なお、試験は「見込」での申込みになります。免許証が届きましたら速やかに写しを提出してください。期限までに提出がない場合、受験は無効になります。

**提出期限** 令和8年10月21日（水）（消印有効）

## 問 14

**Q** 看護師の資格を取得して4年になりますが、准看護師としての勤務期間を通算すると、5年(=1,825日)以上かつ900日以上になります。この場合、看護師の免許証の写しだけを添付すればよいのでしょうか？

**A** 看護師免許と准看護師免許の写しが必要です。  
准看護師と看護師の従事期間を合算しなければ受験要件を満たさないため、両方の免許証の写しの添付が必要となります。  
※証の裏面に登録年月日が記載されている場合があります。その際は、必ず裏面の写しも併せて添付してください。

## 問 15

**Q** 資格取得後に姓が変わったため、受験申込書と免許証に記載された姓が異なっています。どうしたらよいですか？

**A** 婚姻等により、受験申込書と各種提出書類の姓が異なっている場合には、必ず戸籍抄本等の氏名変更が確認できる書類を添付してください。  
※市区町村役場の窓口で氏名の変更履歴が記載されている書類かを確認し、提出してください。  
※「個人番号(マイナンバー)」の記載がないものを提出してください。

## 問 16

**Q** 昨年、北海道で受験して不合格でした。今年も受験をしたいと思いますが、また実務経験証明書・資格証を提出する必要がありますか？

**A** 平成30年度以降の受験票もしくは合否通知の原本を提出することで証明書の提出に代えることができます。  
ただし、平成30年度から受験要件が改正されているため、平成29年度以前の受験票もしくは合否通知の原本では証明できません。実務経験証明書・資格証等を改めて提出していただくこととなります。

## 問 17

**Q** 受験申込みにあたり、実務経験証明書は受験資格を満たす期間のものがあれば1枚でもよいですか？それとも、これまでの実務経験すべてを申告する必要がありますか？

**A** 受験資格を満たす範囲で実務経験証明書を提出いただければ、すべての実務経験を申告いただく必要はありません。受験資格を満たす期間(従事期間5年(=1,825日)以上かつ従事日数900日以上)を証明できれば、勤務先1カ所の証明書1枚で構いません。反対に受験資格を満たす期間を証明するために複数の勤務先の証明が必要であれば、そのすべてを添付してください。

## 問 18

**Q** 実務経験証明書に不備があり再提出を求められました。現在、提出している実務経験証明書を返却してもらえますか？

**A** 返却はいたしません。新たに事業所に作成を依頼し提出してください。  
※内容を確認させていただく場合があるため、実務経験証明書は必ずコピーを取り、控えとして保管してください。

## 問 19

**Q** 勤務していた事業所に実務経験証明書の作成を依頼しましたが、証明書の発行を断られてしまいました。どうしたらよいですか？

**A** 受験要件審査では、事業所が発行した実務経験証明書により受験要件が満たされているかを確認・判断します。そのため、実務経験証明書の提出がない場合は、その期間を算定することはできません。  
なお、実務経験証明書は受験申込する受験者本人が依頼するものであり、本会が仲介・依頼するものではありません。

## 問 20

Q

勤務していた事業所が廃業してしまい、実務経験証明書を作成してもらえません。  
この場合、どのような手続きをとれば受験ができますか？

A

事業所が廃業しているため、実務経験証明書を作成してもらうことが困難な場合は、以下を参考にしてください。

※なお、この取り扱いは、廃業(閉鎖)した事業所、または書類の保存期間が経過して廃棄されている等、証明できない場合の実務経験の有無を確認する場合の対応です。

※提出された書類以外でも、審査の段階で追加提出を求める場合があります。

当時の理事長や施設長、事務長等の事業所を代表する方が、あなたの勤めていた時の勤務実績を確認できる書類（雇用契約書、出勤簿、勤務記録等）を保管している。

はい

いいえ

当時の責任者や破産管財人などが、当時の勤務記録や出勤状況、業務内容のわかる書類を有し、その実務経験を証明できる場合には、その方（個人）に実務経験証明書を発行していただいても構いません。

ただし、その場合には、証明者の立場を確認できる書類（公的機関に提出し、収受された事業所開設届や廃止届など）を添付していただく必要があります。

## 【審査に必要な書類】

- ①実務経験証明書（様式3-1）  
※証明印は証明者の個人印で発行
- ②事業所の開業日及び廃業日がわかる書類（事業所開設届や廃止届）
- ③実務経験証明者が当該事業所に所属していたことがわかる書類（職員機構図、職員名簿等）

1 下記①～④の内容のすべてを確認できる書類を自身で保管している。

- ①従事期間
- ②従事期間における従事日数
- ③職種
- ④業務内容

※①～④は「実務経験証明書」で必要とされている項目です。

（例：給与明細書、シフト表、雇用契約書、過年度の実務経験証明書等）

2 下記の①もしくは②のいずれかを準備できる

- ①（廃業の場合）  
廃業したことが確認できる書類を提出できる（例：廃業届等）
- ②（書類の保存期間が経過している場合）勤務実態を確認できる書類を保存していない事を現事業所に証明を依頼できる

はい

※上記1および2の書類が準備できる

いいえ

北海道介護支援専門員協会に連絡してください。

☎ 011-596-0392 / FAX 011-596-0394

※自身が保管している書類が審査可能か協議させていただきます。保管している書類で受験要件を確認できない場合は、当該事業所での期間は算定できません。

当該事業所での期間の算定は不可能です。

※自身で保管している書類が審査不可と判断した場合。

※保管している書類が審査可能と判断した場合。

自身が保管している、給与明細書、雇用契約書等をもとに申告してもらうことにより、実務経験証明書に代えて審査することが可能になります。